

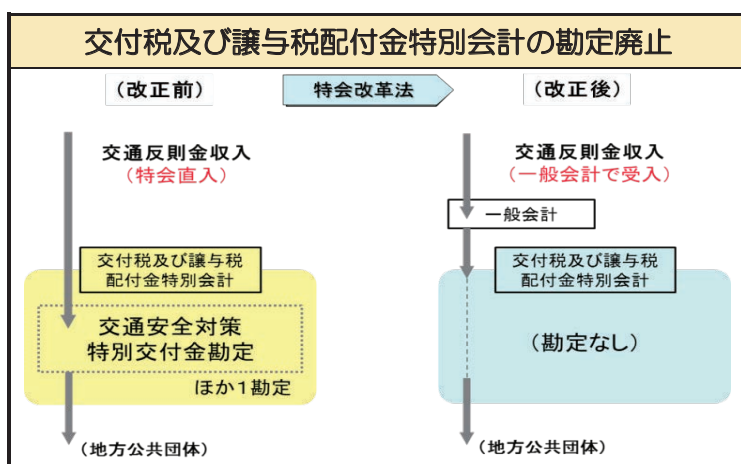
1. 交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 概要

交付税及び譲与税配付金特別会計は、昭和 29 年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付する地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い、一般会計と整理区分するために設置された特別会計です。

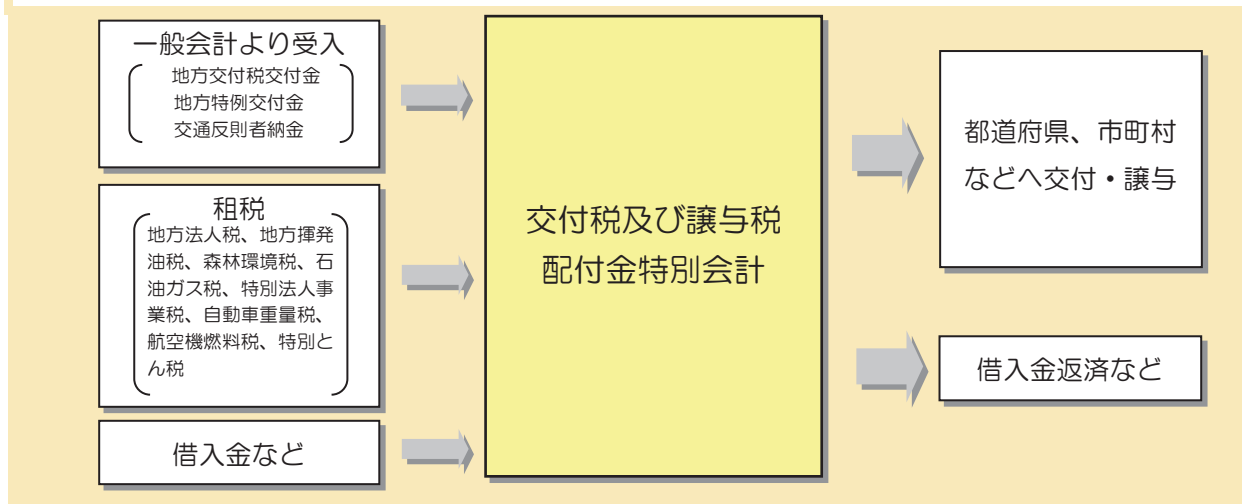
また、昭和 58 年度より、それまで一般会計にて行われていた交通安全対策特別交付金に関する経理も、本特別会計において行われています。

さらに、平成 25 年 6 月 5 日に示された「特別会計改革に関するとりまとめ」（行政改革推進会議）を踏まえ、平成 26 年 4 月 1 日に施行された特会改革法により、平成 26 年度予算から交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、反則金収入は一般会計で受け入れ、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとし、交通安全対策特別交付金に関する経理を同会計において行っているところです。



交付税及び譲与税配付金特別会計の仕組み

交付税及び譲与税配付金特別会計において、租税収入や一般会計からの繰入れなどを財源として地方公共団体への地方交付税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び地方譲与税の配付や交付を経理しています。



(2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、特定の事業の収支を経理する特別会計とは異なり、地方交付税、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金及び地方譲与税の配付や交付に関する経理を明確にするために設けられている特別会計です。

交付税及び譲与税配付金特別会計が経理している内容は以下のとおりです。

① 地方交付税交付金

「地方交付税法」(昭 25 法 211) 等に基づき、地方団体間の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税収入(所得税、法人税、酒税、消費税)の一定割合及び地方法人税の全額等を原資として、地方団体へ交付するものです。なお、消費税に係る交付税法定率分の総額は、引上げ分の地方消費税とあわせて、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされています。

また、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を考慮するとともに、被災団体以外の地方団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、通常収支とは別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて地方団体に交付するものです。

② 地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除及び定額減税による減収額を補填するため、地方公共団体に交付するものです。

(注) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の課税標準の特例による減収額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が地方特例交付金として地方公共団体に交付されます。

③ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、昭和 43 年に「道路交通法」(昭 35 法 105) の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、交通事故の発生を防止することを目的とし、地方公共団体が単独で行なう道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものです。

具体的には、「交通安全対策特別交付金等に関する政令」(昭 58 政 104) で定める、信号機、道路標識、横断歩道橋等の道路交通安全施設の設置及び管理に関する経費に充てられます。

④ 地方譲与税譲与金

地方揮発油税、森林環境税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税の収入の全部又は一部を地方公共団体に譲与するものです。

(注) 森林環境譲与税譲与金を支弁するため、「地方税法等の一部を改正する法律」(令 2 法 5) 附則第 32 条による改正に基づき、令和 6 年度は、一部地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとされています。

(参考資料) 「地方交付税」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html)

「税制改正(地方税)」

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

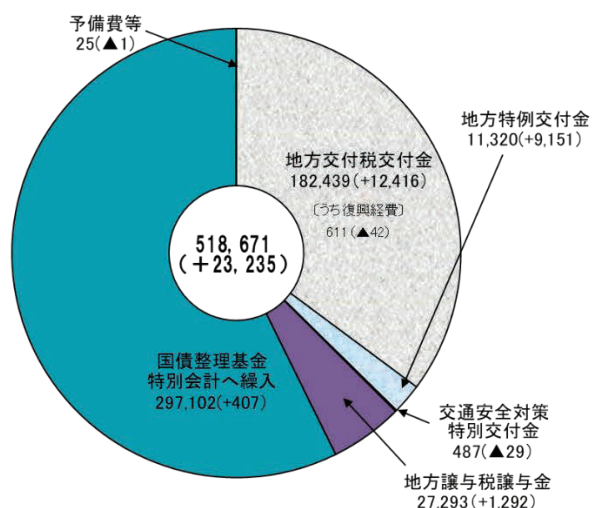
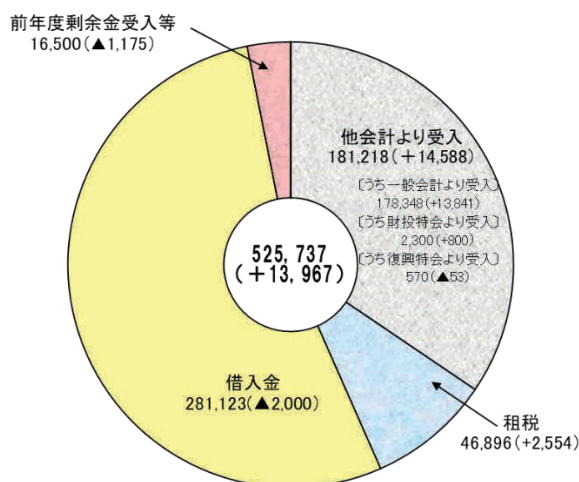
（３）特別会計の現状

① 歳入歳出予算（令和6年度当初予算）

【歲入】

【歲出】

(単位：億円)



(注) 歳入歳出差額が、7,066 億円あります。これは、前年度からの繰越金（令和 6 年度の地方交付税の財源として活用するためのもの）・いわば期ズレとしての地方譲与税譲与金の未譲与（各譲与税法等に基づき、当該年度の最後の譲与後における出納整理期間に係る租税収入は翌年度に譲与）・交通安全対策特別交付金の未交付（道路交通法の規定に基づき、令和 6 年 2・3 月に収納された交通反則者納金は令和 6 年 9 月に交付）分などがあるためです。

○歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

(単位：億円)

歳入総額	歳出総額	(参考) 歳出純計額
525,737 (+13,967)	518,671 (+23,235)	221,570 (+22,829)

○交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入・歳出の内容

(単位:億円)

(歳入)

内容	額	説明
他会計より受入	181,218（+14,588）	
一般会計より受入	178,348（+13,841）	地方交付税交付金（166,543）、地方特例交付金（11,320）及び交通安全対策特別交付金（485）財源の受入見込額
財政投融資特別会計より受入	2,300（+800）	森林環境譲与税の譲与額財源の受入見込額

東日本大震災復興特別会計より受入	570 (▲53)	地方交付税（東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための震災復興特別交付税）交付金財源の受入見込額
租税	46,896 (+2,554)	地方交付税交付金（地方法人税）及び地方譲与税譲与金財源の受入見込額
借入金	281,123 (▲2,000)	地方交付税交付金を支弁するために必要な額の借入見込額
雑収入	0 (▲0)	預託金利子収入及び小切手支払未済金収入等見込額
前年度剰余金受入	16,500 (▲1,175)	前年度の決算上の剰余金見込額
合計	525,737 (+13,967)	

(歳出)

内容	額	説明
地方交付税交付金	182,439 (+12,416)	地方交付税法に基づき、地方団体に交付
地方特例交付金	11,320 (+9,151)	「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平 11 法 17）及び「地方税法」（昭 25 法 226）に基づき、地方公共団体に交付
交通安全対策特別交付金	487 (▲29)	道路交通法に基づき、地方公共団体に交付
地方譲与税譲与金	27,293 (+1,292)	各譲与税法等に基づき、地方公共団体に譲与
事務取扱費	3 (+0)	地方交付税交付金の算定事務及び地方譲与税譲与金の譲与事務に必要な事務費
諸支出金	3 (▲0)	過誤納に係る返還金等の払戻し及び通告書送付費用に相当する額の都道府県への支払い
国債整理基金特別会計へ繰入	297,102 (+407)	前年度における借入金の償還、利子及び一時借入金の利子の支払財源に充てるための繰入れ
予備費	25 (▲1)	予見し難い予算の不足に充てるための予備費
合計	518,671 (+23,235)	

② 剰余金

令和 5 年度決算

(単位：億円、単位未満切捨)

収納済歳入額	支出済歳出額	剰余金	翌年度歳入繰入	積立金積立資金組入	一般会計へ繰入
528,951	516,617	12,333	12,333	—	—

令和 5 年度決算における剰余金は、1 兆 2,333 億円です。

(剰余金の生じた理由)

地方交付税交付金の翌年度への繰越額 5,273 億円に加え、いわば期ズレとしての地方譲与税

譲与金の未譲与（各譲与税法等に基づき、当該年度の最後の譲与後における出納整理期間に係る租税収入は翌年度に譲与）1,970 億円などです。

（剰余金の処理の方法）

特別会計法第 8 条第 1 項の規定により、全額を令和 6 年度の歳入として受け入れ、地方交付税法や各譲与税法等により令和 6 年度の地方交付税交付金や各譲与税譲与金に加算して交付・譲与することとしています。

③ 資産及び負債（令和 4 年度特別会計財務書類）

交付税及び譲与税配付金特別会計貸借対照表（単位：億円、単位未満切捨）

《令和3年度》	《令和4年度》	＜ 資 産 の 部 ＞	＜ 負 債 の 部 ＞	《令和4年度》	《令和3年度》
16,943	18,459	現金・預金			
5,219	5,219	その他の債権等 一般会計からの 未繰入額			
0	0	有形固定資産	借入金	296,122	301,122
22,162	23,678	資産合計			
▲322,542	▲313,116	資産・負債差額	その他の債務等 一般会計からの 繰入に係る未精算額	40,672	43,581
			負債合計	336,795	344,704
			負債及び資産・負債差額合計	23,678	22,162

主な資産は、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（令 5 法 2）第 1 条の規定による改正前の地方交付税法附則第 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている一般会計からの未繰入額です。

主な負債は、地方交付税交付金を支弁する財源に充てるための財政融資資金及び民間金融機関からの借入金です。この借入金には、主に地方団体の通常収支の財源不足に充てるために行われた借入れと、平成 11 年度の恒久的な減税措置により影響を受ける地方交付税の減収分に充てるために行われた借入れがあり、その残高は、令和 4 年度末で 29 兆 6,122 億円となっています。（新規借入は平成 18 年度まで実施）

資産・負債差額は、主にこの負債に計上されている借入金によって発生したものです。

交付税及び譲与税配付金特別会計についての問い合わせ先

（旧交付税及び譲与税配付金勘定）

総務省大臣官房会計課予算第二係 電話番号 03-5253-5128

（旧交通安全対策特別交付金勘定）

警察庁交通局交通企画課企画調査係 電話番号 03-3581-0141